

書 評

『インシュアテックと保険法』

吉澤卓哉 著



2015年の国連サミットで、30年までに先進国を含む国際社会全体で達成すべき持続可能な開発目標(SDGs)が採択された。世界の保険会社はこぞって新技術を保険分野に活用しインシュアテックを押し進め、成長市場の創出、健康長寿の達成および安心平和社会の実現等SDGsの推進に寄与している。それ

だけではなく、伝統的な保険会社以外のスタートアップから、新技術を活用したインシュアテック商品が開発されたりインシュアテックに係る事業が展開されたりしている。わが国で、このようなインシュアテックが保

険法上および保険業法上幾つかの論点が浮上するからである。本書は、インシュアテックの進展による保険業

の変容に係る保険法および保険業法についていち早く重要な法的論点を取り上げてそれらを分析・検討を行うことによつて、対処すべき解釈論または立法論を展開したわが国初の本格的な研究書である。本書の特色は、縦軸に単に欧米諸国だけ

か、今後大きな課題となるであろう。現行法が想定している保険や保険業が今後変容し、実際に規制対象の枠に収まらないインシュアテックが開発されるようになると、保険法上および保険業法上幾つかの論点が浮上するからである。

海外諸国の主要な企業を対象にし、横軸に多様なインシュアテックを網羅し丹念に調べ上げその形態を九つに分類した上で、著者の鋭い着眼点から、主なインシュアテックを取り上げてその問題

かびがっているであろう。本書は、第1章から第5章で構成されている。第1章では、インシュアテックの進展について検討する。インシュアテックを、①比較サイト②保険仲介業のデジタル化(デジタル・ブローカー)③保険のクロスセル④P2P (peer-to-peer insurance) ⑤オンデマンド保険⑥保険業務のデジタル化(デジタル

は、保険者が存在しない報通信技術(ICT)が保険業に多方面で活用されていることによるものであり、そこから保険に固有の法的論点が生じるとする。第2章では、P2P保険を取り上げ「保険」概念に該当するか否かを考察する。多様な類型のP2P保険から緻密な理論的分析と定義付けを行い、そのうちの保険者の存在しない賦課方式のP

重要論点を秀逸な着眼点と分析力で解く

点に対し深い分析と緻密な論理構成から論理的に結論を導いている点にある。読了後の脳裏には、インシュアテックについての体系だった鳥瞰(ちようかん)図が自ずと浮かぶ。

本書は、インシュアテックの進展による保険業の変容に係る保険法および保険業法についていち早く重要な法的論点を取り上げてそれらを分析・検討を行うことによつて、対処すべき解釈論または立法論を展開したわが国初の本格的な研究書である。本書の特色は、縦軸に単に欧米諸国だけ

は、保険者が存在しない報通信技術(ICT)が保険業に多方面で活用されていることによるものであり、そこから保険に固有の法的論点が生じるとする。第2章では、P2P保険を取り上げ「保険」概念に該当するか否かを考察する。多様な類型のP2P保険から緻密な理論的分析と定義付けを行い、そのうちの保険者の存在しない賦課方式のP

は、保険者が存在しない報通信技術(ICT)が保険業に多方面で活用されていることによるものであり、そこから保険に固有の法的論点が生じるとする。第2章では、P2P保険を取り上げ「保険」概念に該当するか否かを考察する。多様な類型のP2P保険から緻密な理論的分析と定義付けを行い、そのうちの保険者の存在しない賦課方式のP

は、保険者が存在しない報通信技術(ICT)が保険業に多方面で活用されていることによるものであり、そこから保険に固有の法的論点が生じるとする。第2章では、P2P保険を取り上げ「保険」概念に該当するか否かを考察する。多様な類型のP2P保険から緻密な理論的分析と定義付けを行い、そのうちの保険者の存在しない賦課方式のP

は、保険者が存在しない報通信技術(ICT)が保険業に多方面で活用されていることによるものであり、そこから保険に固有の法的論点が生じるとする。第2章では、P2P保険を取り上げ「保険」概念に該当するか否かを考察する。多様な類型のP2P保険から緻密な理論的分析と定義付けを行い、そのうちの保険者の存在しない賦課方式のP

は、保険者が存在しない報通信技術(ICT)が保険業に多方面で活用されていることによるものであり、そこから保険に固有の法的論点が生じるとする。第2章では、P2P保険を取り上げ「保険」概念に該当するか否かを考察する。多様な類型のP2P保険から緻密な理論的分析と定義付けを行い、そのうちの保険者の存在しない賦課方式のP

[評者] 肥塚肇雄 (国立大学法人香川大学法学部教授)

れず有効であるという視点から、インシュアテックを活用した定額給付方式の損害保険商品(本書では、洪水保険や地震保険、農業分野のインデックス保険、航空機遅延保険および自然災害に関するインデックス保険が詳細に紹介・検討されている)の有効性を基礎付けて、さらに、保険消費者に販売される新商品の可能性から保険業法上保険契約者保護規制の適用が妥当であるとする点にある。第4章は、インシュアテックによる情報の大量収集から保険者側に情報が偏在することを扱う(「逆転した情報の非対称性」)。保険法上は、告知義務、危険増加および危険減少に関する保険契約者側に情報が偏在することを前提に規整がなされている点で、現行保険法や現行約款は必ずしもインシュアテックに適合していないことから、それに適するような法解釈(または立法論)および約款の整備が必要であると述べる。第5章では、「保険」の基礎である「信頼」を視点に、インシュアテックに対する著者の深い洞察による独創的展開が示される。「保険」は保険者と保険契約者との相互の信頼が基礎であり、保険契約も継続的契約として相互の信頼が有効性の基礎となるように、当

事者間の相互の「信頼」を継続的に維持する仕組みは内在的に確保されず「保険」の外部にあった。しかし、各種のインシュアテック商品では、「逆転した情報の非対称性」から信頼確保の仕組みは不要であり、また、保険者の裁量の余地も極めて小さいことから保険契約者の保険者に対する信頼確保の仕組みも不要であるという。著者が、インシュアテックに基づき開発される保険は契約当事者間の「信頼」を基礎としないことから、従来の保険法学の前提条件が崩れると指摘して保険法学の課題を示す点は、慧眼である。このような世界のインシュアテック事情の下、わが国で開発されたインシュアテックについて保険法および保険業法の重要論点に著者の秀逸な着眼点および分析力で迫り鮮やかな解法を示す本書は、インシュアテックの保険法学上の意義を解き明かしており、今後のわが国におけるインシュアテックに対して学術的にも保険実務にも有益な示唆を与えるものである。世界のインシュアテック状況と保険法および保険業法等に関心を持つ諸子には必読の書であるといえよう。(A5判/208頁、保険毎日新聞社刊、2020年8月発行、本体価格3000円十税)